

災害事例
と
その対策
No.24

長尺の木箱を運搬中のフォークリフトが横転し、下敷きになる

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業

2. 労働者数 84名

3. 被災者 フォークリフト運転者 男性42歳 勤続14年 経験10年

4. 災害発生状況

(1) 当該作業所は、機械メーカーの工場構内で、製品の梱包・保管・輸送作業を一貫して請け負っていた。

災害当日被災者Aは、木工々場まで製作した梱包材料の木箱（仕様：“すかし箱” 寸法：高さ1.8m、幅1.2m、長さ5.2m、重量：460kg）を機械工場まで運搬するため2tカウンタバランスフォークリフトを使い、Bの運転する6tトラック（平ボデー車）に積卸しをする作業に従事していた。

(2) 被災者Aは、トラック運転者B、木工々場の作業員6名、機械工場の梱包作業員5名と共に作業前ミーティングで作業指揮者Mより作業説明を受け、ミーティング終了（午前8時50分）と同時にそれぞれの持場に向かった。被災者A、トラック運転者Bもそれぞれ車両の作業開始前点検を行い運搬に必要な工具類を準備し、木箱の運搬に着手した。

(3) 午前9時15分頃、被災者Aの運転するフォークリフトで木箱をトラックに積み込み、Bはトラックを、Aはフォークリフトを運転して、それぞれ約500m離れた機械工場横の十字路に到着した。十字路から機械工場入口までは約40mあるが、付近図に示すように機械工場の前に荷卸し待ちの他のトラック3台が駐車していて、機械工場入口前での取卸しができなかった。したがって十字路内で取卸して、そのままフォークリフトで機械工場内に搬入しようとした。

(4) 木箱が「すかし箱」で、側板の隙間の間隔がフォークを差し込める寸法であったため、フォークリフト運転者Aは、側板と側板の隙間にフォークを差し込む方法で取卸しを行った。

(5) トラックが十字路内に停車し道路を塞いでいたため、荷卸し終了後、トラック運転者Bは、直ちに十字路から約40m離れた空き地に向かって後進で退去した。

(6) 一方フォークリフト運転者Aは、木箱をフォークリフトに積載した状態で十字路から機械工場入口に前進走行で向かった。

(7) トラック運転者Bは、トラックを駐車して、機械工場方向に引き返してくる途中で、機械工場入口付近にフォークリフトが横転し、機械工場の作業員等5～6人が集まっているため、急ぎ駆けつけて見ると、被災者Aは救出され、フォークリフトの横に寝かされていた。

(8) 急旋回等のためバランスが崩れ、フォークリフトが横転し、その際に運転席から路上に放り出された被災者Aの頭部を、横転してきたフォークリフトのヘッドガードに強圧され被災したものであった。

工場内に配備している救急車で近くの総合病院に運んだが、脳挫傷により即死の状態に既に死亡していた。

5. 災害発生原因

(1) 積荷時の走行速度が速すぎた。現場検証の結果、急ブレーキによるタイヤの痕跡から推定し

て時速10～12kmで旋回をした。(積荷時の構内における制限速度は時速 6 km)

また、積荷の長さが車体幅の 5 倍近くもあり、不安定であった。

- (2) 走行時におけるフォークの高さが高過ぎた。現場検証の結果フォークの高さが路面から 80cmあったことが判明した。
- (3) 被災者 A は、木箱の側板の隙間から前方を覗くという不十分な視界にもかかわらず前進で走行をした。
- (4) 被災者 A 及びトラック運転者 B は、作業計画を無断で変更して、十字路内で荷卸し作業を行った。

6. 再発防止対策

- (1) フォークリフトの車体巾の 2 倍を超えるような荷については、フォークリフトによる積卸し作業はできるだけ避け、クレーン等で行う。
やむを得ずフォークリフトで作業を行う場合はスピードを落とし、慎重に作業を行う。
- (2) 職場のフォークリフト運転者全員に対し、フォークリフトの積荷時における走行の基本操作、特に下記について災害事例等も含めて再教育し、その遵守徹底を図る。
 - ① 前方の視界が悪い荷を積んで走行する場合で、誘導者が配置されていないときは、必ず後進で走行する。
 - ② 積荷状態での走行は、マストを十分に後傾すること、フォークが路面(床上)から 15～20cmの高さを保つ。
 - ③ 急旋回、急ブレーキの禁止。
- (3) 作業計画を変更する必要がある場合には、作業標準に則り、作業責任者の指示のもとに、必要な処置を行うことを作業者全員に再教育し、その遵守徹底を図る。
- (4) 作業責任者の指揮・命令及び作業標準書の持つ意味とその重要性について、従業員全員を再教育し、遵守徹底を図る。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条(事業者の講ずべき措置等)
事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ・ 第26条(労働者の遵守義務)
労働者は事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の5(制限速度)
フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、あらかじめ、当該作業に係わる場所の地形、地盤の状態等に応じた車輛系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
また、運転者は制限速度を越えて運転してはならない。
* 構内における積載時のフォークリフトの制限速度は時速 6 kmと定められていた。

